

道路の公平を生むトラフィックヒエラルキー
道路上の力のバランスをもたらす優先階層の導入
第 13 回 埼玉県警察による歩行者優先の取組
(「人と車」2022 年 8 月号から)

(一財)全日本交通安全協会発行「人と車」2022 年 8 月号掲載記事の概要を紹介する。筆者は早稲田大学人間科学学術院教授 加藤麻樹(かとう・まき)博士である。図は記事をもとに SDA が作成した。また、シンボルステッカーの写真は埼玉県警察本部の H/P から引用した。

■ 歩行者優先における改善傾向

信号機のない横断歩道における自動車の一時停止に係る日本自動車連盟(JAF)の全国調査は、2016 年の開始時点では全国で僅かに 7.6%だったが、2021 年には 30.6%まで改善している。

一方で全国の 2016 年の交通死亡事故における死亡者数は 3,904 人でそのうち歩行中の死亡者数は 1,324 人であったが、2021 年は 2,636 人中 941 人であった。死亡者数の減少は喜ばしいが、死亡者の割合は 33.9%、35.7%と依然として 3 割以上を占めている。これには歩行者が第一当事者である事故も含まれているが、歩行中の死亡者数の割合に大きな変化がないのは、我が国の道路交通を構成する諸要因に大きな改善が認められないことを推察させる。

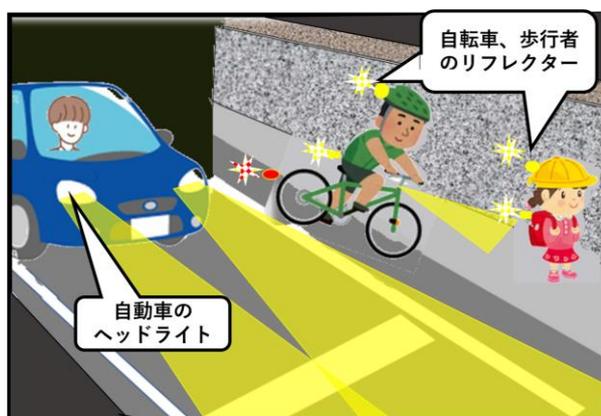
都道府県別に見た 2021 年の歩行中の死亡者数は、最も多いのが東京の 63 人、次いで神奈川の 50 人、以下、千葉 46 人、埼玉 45 人と続き、人口が集中する首都圏で多い。このような状況に対して自治体主に警察において、それぞれ交通事故防止に取り組んでいる。今回は筆者が住む埼玉県に焦点を当て、道路上で歩行者の優先性を確保するための埼玉県警の取組について紹介する。

■ きらめき 3H 運動

全国の交通事故事情と同様に埼玉県内に絞っても、2021 年の交通事故による死亡者数 188 人に対して歩行中の死亡者数は 45 人で、38.1%であった。45 人のうち違反なしとされたのは 26 人で 57.8%であり、半数以上の人が無違反にもかかわらず事故に巻き込まれた結果命を落としている。そこで埼玉県警では道路上の視認性に注目したキャンペーンとして「きらめき 3H 運動」を提唱している。ここでいう 3H は、

- 早めのライト点灯
- 反射材の着用
- 歩行者保護

の頭文字を取っている。夕暮れなど周囲が薄暗い時間帯に運転していると歩行者の発見が遅れることがあるので、ドライバーはできるだけ早期に歩行者の有無を確認しなければならない。まだ少し明るいうちは自動車からの視認性は十分確保されているが、次第に暗くなっていくうちに目が暗さに順応してしまい、歩行者や障害物を見つけにくくな



きらめき 3H 運動

っていることに気付かないこともある。そこで早めにライトを点灯して前方を照らす必要がある。一方で、

薄暗い道路上の歩行者や自転車は、ドライバーに対する被視認性を向上させて、いち早く自分が道路上にいることを知らせる必要がある。そこで歩行者や自転車は**反射材**を使うことが推奨されている。特に自転車の反射材の装備は前照灯とともに法律でも義務付けられている。ドライバーが視認性を、歩行者が被視認性をそれぞれ向上させて、歩行者を早期に確認するのは**歩行者保護**の前提条件と言えるだろう。

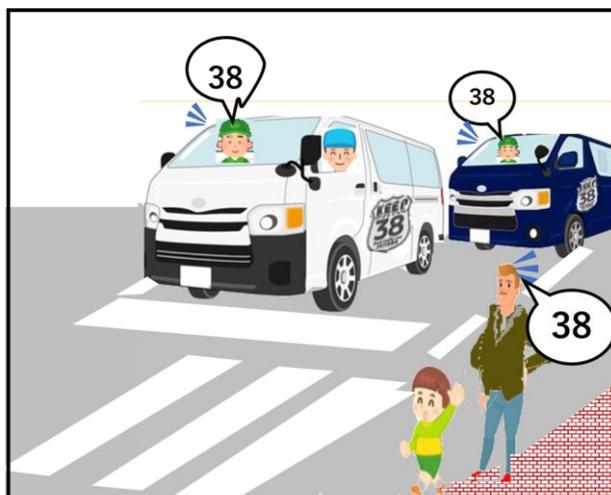
■ KEEP38 プロジェクト

前述の 2021 年の JAF 調査において埼玉県は信号機のない横断歩道で歩行者を優先する割合が 23.6%で、全国平均 30.6%をかなり下回っている。そこで信号機のない横断歩道における歩行者の優先性を示した**道交法 38 条**について、**埼玉県警**では、ドライバーが法律を遵守するためのプロジェクトとして「**KEEP38 プロジェクト**」というキャンペーンを展開し、下図のシンボルステッカーを配布している。県警

によれば、同じ主旨で当初配布した「**信号機のない横断歩道では歩行者優先を徹底します**」という文章を印字したステッカーを積極的に使うドライバーが少なかったことから、KEEP38 ではステッカーのデザイン性を向上させて現在に至っている。



シンボルステッカー



KEEP38 プロジェクト

このプロジェクトの優れた点は、シンボルマーク使用ガイドラインに沿って誰でも使うことができる点にあり、優れたデザイン性とメッセージ性によって広く用いられることで、道交法 38 条に対する一般社会の意識向上が期待されている。具体的には、プロジェクトの主旨に賛同するバスやタクシーなどの旅客業並びにトラックなどの運送業を営む事業者が、シンボルの基本形状を維持しつつ、企業名、企業ロゴ、企業カラーをアレンジして車両に貼り付けることで、モデル事業者として紹介されることになる。

車両へのシンボルマークの貼り付けによって、ドライバーに対して自分が所属する企業へのアイデンティティと歩行者の優先に対する意識の向上の両方を期待することができる。トラックなどの大型の車両の側面に貼り付けられたシンボルマークは他の車両や歩行者へのアピールにもなるので、さらに賛同者を増やすことが期待される。2022 年 7 月現在では旅客業や運送業以外の企業の参加に加え、首都圏の他の都県の企業の参加も含めて **559 の事業者が KEEP38 に参加**するに至っている。この記事をご覧になって興味を持たれた事業者の皆様も参加を検討されたいかがだろうか。

以上

<参考資料>

歩行者優先 KEEP38 プロジェクトシンボルマーク使用ガイドライン(抜粋)
(埼玉県警察本部 H/P から)

■ オリジナルステッカーの作成(シンボルマークの改変範囲等)

- ・ 外枠、KEEP38 ロゴは変えないようにして下さい。
- ・ 配色は変更することができます。
- ・ 会社名等の表記を入れることができます。
- ・ 作成する大きさに制限はありません。
- ・ 企業商標等の表記については、作成者において表示方法、使用可否について、確認をお願いします。

■ シンボルマーク使用上の注意事項

シンボルマークは、次のような目的での使用はしないようにして下さい。

- ・ 特定の政治、宗教、募金等の活動目的のための使用
- ・ 営利を目的とするための使用
- ・ 特定の個人又は団体の売名を目的とするための使用

また、法令や公序良俗に反するおそれのある方法や、誹謗や中傷を目的とするような使用は、控えるようお願いします。



■ その他(シンボルマーク使用ガイドラインの変更等)

シンボルマークの使用は、本ガイドラインの趣旨を逸脱することのないようお願いします。なお、必要に応じて、あらかじめ通知することなく、いつでもロゴ使用に関するルール及びガイドラインを変更する場合があります。

変更後のロゴ使用及びガイドラインは、埼玉県警察のホームページ等に掲載された時点から効力を生じます。

ご不明な点はこちらの連絡先にお問い合わせください。

埼玉県警察本部交通部交通総務課
048-832-0110(代)